

水道工事等の入札参加者の皆様へ

平成21年10月1日  
新潟市水道局

## 工事請負契約約款における現場代理人の取り扱いについて

新潟市水道局工事請負契約約款(以下「契約約款」という。)第11条第2項に規定する「現場代理人の常駐」の運用について、一定の条件を満たす場合において、下記のとおり複数現場の兼務を認めることとしますのでお知らせします。

### 記

#### 1 兼務を認めることができる条件

(1) 兼務を認める工事の範囲

- 新潟市水道局発注工事であることとします。

(2) 兼務を認める工事件数

- 一人の現場代理人が兼務可能な工事件数は2件までとします。

(3) 兼務を認める工事の組合せ

- 次のいずれかの条件を満たす場合、兼務を認めることができます。

ア 当初契約額1000万円未満の水道管工事<sup>※1</sup> + 当初契約額1000万円未満の水道管工事<sup>※1</sup>

※1 水道管工事には、附属設備等の工事も含まれます。

イ 水道管を移設する工事等で現場作業のない状態が長期間(1カ月以上)継続する工事+別の工事<sup>※2</sup>

※2 兼務が可能な期間は、上記の現場作業のない状態が継続する期間のみとします。

ウ 設備等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが長期間(1カ月以上)継続する工事+別の工事<sup>※3</sup>

※3 兼務が可能な期間は、上記の工場製作のみの状態が継続する期間のみとします。

#### 2 手続きについて

- (1) 「兼務を認める工事」の適用を受ける場合は、「現場代理人兼務願い(資料1-1)」により、局の承認が必要です。
- (2) 1-(3)-イ、ウにおける「兼務が可能な期間」の確認は、書面(任意書式)により協議してください。
- (3) いずれの場合も、現場の状況等により、兼務を認めない場合がありますのでご注意ください。

### 3 適用開始

この措置は、平成 21 年 10 月 1 日契約工事から適用します。これ以前に契約した工事にも適用されます。

### 4 注意事項

#### (1) 現場代理人の責務について

契約約款第 11 条第 2 項の規定により、現場代理人は工事現場の運営、取締りを行なう責務があることには変わりありません。同一現場代理人が 2 件の工事を兼務する場合は、双方の工事現場について、的確に状況を把握した上で、適切に工事現場の運営、取締りを行う必要があります。

#### (2) 主任技術者等との兼務について

本取扱いを適用する工事においても、契約約款第 11 条第 5 項の規定により、現場代理人と主任技術者等は兼ねることは可能ですが、主任技術者等は、建設業法の規定によっては「専任義務」がありますので、現場代理人が主任技術者等も兼ねる場合は、建設業法違反とならないよう注意してください。

#### (3) 本取扱いを超えた兼務が発覚した場合には、工事成績評定への反映を行うとともに、指名停止や契約解除等の措置を行うこともありますのでご注意ください。

－問い合わせ先－

【本措置全体に関しては】

・水道局技術部管路課管理係 電話 025-232-7347

【契約する工事が本措置に該当するか等に関しては】

・各工事担当課

## 現場代理人兼務願い

平成 年 月 日

あて先 新潟市水道事業管理者

請負者 住所

代表者

印

下記の工事を請け負いましたが、現場代理人を兼務としたいため申請いたします。

工事 1	工事（委託）番号			
	工事（委託）名			
	工事（委託）場所	新潟市	地内	請負（契約）金額 円
	工期（履行期間）	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
	主任（監理）技術者氏名			
工事 2	工事（委託）番号			
	工事（委託）名			
	工事（委託）場所	新潟市	地内	請負（契約）金額 円
	工期（履行期間）	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
	主任（監理）技術者氏名			
現場代理人氏名				
兼務理由				

※ 以下は水道局記入欄です。

起案者課・係： 課 係（電話 番）

職・氏名：

起案年月日：平成 年 月 日 決裁年月日：平成 年 月 日

	課 長	補 佐・ 営業所長	場 長	係 長・ 副場長	監督員
決裁					

	検査室長	主 幹	主 幹
合議			

担当課で許可と認めた場合に合議する。

局決定欄	承認
	否認（理由 )